

～食品に関するリスクコミュニケーション～
牛海綿状脳症（BSE）対策の
見直しに関する意見交換会
議事録

消費者庁

内閣府食品安全委員会

厚生労働省

農林水産省

～食品に関するリスクコミュニケーション～
牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する意見交換会
議事次第

日時：平成28年12月20日（火）13:30～15:34

場所：兵庫県民会館 パルテホール

1 開 会

司会：消費者庁消費者安全課企画官 藤田 佳代

2 情報提供

①健康と畜牛のBSE検査見直しを含むBSE対策について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課課長補佐

東良 俊孝

②牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課係長

大快 峻輝

③我が国における飼料規制について

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

近藤 園子

3 意見交換・質疑応答

4 閉 会

○司会者（消費者庁・藤田） 皆さんこんにちは。

時間になりましたので、ただいまより食品に関するリスクコミュニケーション 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する意見交換会を開催いたします。

本日司会を務めさせていただきます消費者庁消費者安全課、藤田と申します。よろしくお願ひいたします。

早速ですけれども、本日配付した資料を確認させてください。封筒に資料が入っていいると思いますので、ちょっと出していただけますでしょうか。

まず、議事次第が入っていると思います。本日の議事次第ですけれどもプログラムの（2）情報提供の2つ目のポツ、BSE国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について、内閣府食品安全委員会事務局評価第二課課長補佐、田中鈴子とありますけれども、田中さん本日急遽、大快峻輝係長さんに変更となっております。ここは大快峻輝さんとなっております。御了承ください。

続きまして資料ですけれども、資料1、この厚生労働省さんのもの。それから資料2、食品安全委員会さんのもの。資料3、農林水産省さんのもの。そして、アンケートが最後に入っていると思います。

皆さん、そろっておりますでしょうか。たりない資料がございましたらお手を挙げてください。スタッフが交換にまいります。大丈夫ですね。

途中で資料の不足や乱調等に気づかれた方、また資料をもう1部欲しいという方は、休憩時間に受付までいらしてください。余部がある限りお渡しできると思います。

次に、次第をごらんください。本日は前半に情報提供、後半に意見交換会ということになっております。前半は後半の議論のベースをそろえるために、BSEの発生状況ですか、現状、それから国内対策と見直しの方向について、また見直しに当たつてのリスク評価や背景について行政担当者から説明いたします。ここで10分の休憩をはさみまして、その後、行政担当者と会場の皆様との質疑応答、意見交換を行います。

本日の意見交換会の目的ですけれども、BSEの検査の見直しを検討するに当たりまして、消費者の皆様及び行政関係者等の関係者の皆様の疑問やお考えを伺うことがあります。ここで伺いました疑問やお考えを踏まえまして、今後の検査の見直しを検討していくということになりますので、さまざまな御意見や御質問を頂戴できれば幸いと思っております。なお、本日は15時30分を終了予定しております。円滑な議事進行への御協力を願いいたします。

本日の意見交換会は質疑応答の発言を含め、公開で開催いたします。発言者、参加者の皆様の御発言が配信、報道される可能性がございますのであらかじめ御了承ください。また、本日会場に来られない方のために、広く情報提供する目的から、説明内容ですか、意見交換の様子を議事録にまとめまして、後日関係府省のホームページで公表いたします。意見交換の際に、御所属、お名前が公開されることに不都合がある方は発言時にその旨をおっしゃってください。

よろしいでしょうか。

本日の取材によるカメラ撮りはここまでといたします。

それでは早速ですけれども、最初の説明に入ります。

「健康と畜牛のBSE検査見直しを含むBSE対策について」と題しまして、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課課長補佐、東良俊孝が御説明いたします。

では、よろしくお願ひいたします。

○東良（厚生労働省）　　ただいま御紹介にあずかりました厚生労働省食品安全部監視安全課課長補佐をしております東良と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速でございますけれども、今回牛海綿状脳症対策に関するリスクコミュニケーション、意見交換会ということで、この意見交換会の一つの目的である厚生労働省がただいま検討しております健康牛、健康と畜牛のBSE検査見直しに関しての情報提供及びBSEに関連するさまざまな対策がございますので、その情報提供も

含めて、全般的な話も含めまして、今回御説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、BSE対策につきまして、国内対策の概要から一度まとめて御説明したいと思います。

きょう、御出席の中に畜産関係者ですとか行政の関係者の方々、たくさんいらっしゃっているというふうに伺っておりますけれども、それ以外の消費者の方々ですとか食品関係の方々もいらっしゃいますので、基礎的な情報提供を含めてていねいに御説明したいと思います。

まずBSEというものでございますけれども、皆様御承知のとおり牛の病気の一つでありまして、その原因として、BSE異常プリオンと呼ばれる病原体が主に脳に蓄積して、この脳組織がスポンジ状になり、この牛が異常行動、運動失調などを呈し、最終的には死亡するという過程を示す病気であります。

この感染経路につきましては、病気が最初に発見されてからさまざまな知見ですか、研究が行われまして、その考えられる経路として、この病気が牛の間で広まったのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として用いたことが原因として考えられています。

ここに図で示しているとおりでして、最初のBSE感染牛、これがどのように自然発生したのかということについては、まだ研究の段階にあるわけですけれども、BSE感染、ヨーロッパですとかを中心に爆発的に感染の拡大が起こった原因として考えられているのがBSE感染牛を原料として肉骨粉の給与であろうということが疫学的な研究ですとかその他の動物実験の研究、さまざまな研究からわかってきています。

そこで、このBSE異常プリオンが感染する部位というものについても、これまでの知見、研究でわかってきておりまして、脳、脊髄などの中枢神経系の器官組織、あるいは回腸の一部、扁桃ですとかリンパ系の組織についても蓄積が認められるということがわかってきています。ですので、こういった異常プリオンが蓄積しやすい部

位というのを食品の経路から排除していく、動物の経路から排除していくという対策が重要と認められることになってきています。

人への影響についてですけれども、これについても疫学的な調査、知見をもとに確立してきているものでありますけれども、1995年に英国で初めて変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の患者が確認され、現在はこのBSEと変異型クロイツフェルト・ヤコブ病との疫学的な関連が示唆されています。

ということで、この牛海綿状脳症については、いわゆる人畜共通の感染病としてとらえられています。

さて、ここで一度国産牛のBSE対策の概要について御説明したいと思います。

牛肉が、皆様のもとに、消費者の方々に届けられるまでに、いくつかの経路をたどりますけれども、各過程において厚生労働省であったり、あるいは農林水産省がリスク管理を行う背景、根拠となるリスク評価については食品安全委員会が行い、各中央官庁あるいは地方官庁、それぞれの担当部局がそれぞれの安全対策を講じております。まず農林水産省、あるいは地方の農政部局の所管になりますけれども、生産農場におきましては飼料規制、これはBSEが拡大する原因となったと考えられている肉骨粉、これを牛、あるいは肉骨粉自体の流通を禁止することを通じてBSEの拡大、伝播が起こらないようにしている。もう一つ、生産農場、生産段階でBSEの伝播、拡大が起きていないということを確かめるサーベイランス、BSEの罹患状況、国内の牛の、動物のBSEがどれだけ伝播して蔓延しているのかということを確認する一つの手段として、死亡牛の検査を行っております。

これがいわゆる生産農場での対策ということになりますと畜、食肉あるいは末端の対策といたしまして、厚生労働省が担っております部分として、まず一つはと畜場における対策があります。と畜場に関してはいわゆる生体の動物が運び込まれて、と畜場でと畜、解体されて食肉として流通できるために衛生的と畜、解体を行なったり、あるいはと畜検査員が食肉検査、と畜検査を行うという重要な役割を担ってい

るところでありますけれども、と畜場において先ほど説明した牛の脳ですとか脊髄ですか回腸遠位部といったような特定危険部位と呼んでおりますけれども、この特定危険部位の除去、あるいは焼却がきちんと行われているかどうかについてチェックを行っている。

そしてもう一つ重要な柱となっているのがBSE検査です。これはその名のとおりと畜場に搬入される牛についてBSEに罹患しているかいないかを確認するための検査を行いまして、BSE検査で陽性が確認された場合にはこのBSE陽性牛については速やかに食肉のルートから排除してBSE陽性牛を食肉としないといった対策が講じられております。

またもう一つ、食肉段階においては脊柱と申しまして、牛の背骨でありますけれども、背骨についてはと畜場でも除去されますし、と畜場で除去しないパターンもありますので、これについては食肉加工場で脊柱が除去されるということを担保することによってフードチェーン全体でのBSE対策を講じているというのが今の現状になります。

と畜場法の概要について御説明します。この一連のと畜場での衛生対策については、このと畜場法という法律に基づいて行われております。基本的な背景になりますけれども、このと畜場法というものは、公衆衛生の観点から講じられている法律であります。その対象というのは牛、牛だけに限らず馬や豚、めん羊、山羊についても対象としております。この概念としましては、基本的にこのと畜場以外での食用目的での獣畜のとさつを禁止する、要するに食用目的で食肉を流通するためにはこのと畜場を必ず通さなければならぬ。このと畜場でと畜、解体されなければならない。さらにもう言つてあれば、と畜場において、都道府県知事が任命すると畜検査員、これは都道府県職員である獣医師がと畜検査員でありますけれども、このと畜検査員が対象獣畜を一頭ずつ検査を実施することによって、一頭一頭ずつの安全性、食用として問題ないかということについて確認をして、その上でパスしたものについて食用として流通

するといったシステムを講じています。これがBSEにかかわらず全ての対象疾病であるとか異常ですとか、そういうものについて行われているシステムです。これ現在、全国でこの対象家畜ありますけれども、全国で約200くらいの施設が存在しておりまして、ここの200施設で2,500人のと畜検査員がと畜検査を行っているという状況にあります。

と畜検査の流れですけれども、生体として持ち込まれた獣畜、動物がと畜、解体されて、その後枝肉であるとかタンですとか、モツなどの内臓に分かれていって、それが合格していくと。合格するか、不合格になるかといった過程を経るわけですけれども、その判断のためにと畜検査員がさまざまなポイントで検査を行います。一つとして、生体検査。これは生きた動物を目で見たり、直接触ったり、あるいは体温を計ったりなどすることによって異常がないかどうかを検査する。そういう生体検査がまず一つのチェックポイントとしてあります。ここで異常があった場合についてはもう、その先のと畜、解体は行わずこの時点で禁止とされて、このまま食用のルートにのることはできません。

と畜、解体が行われた後についても当然、その解体された内臓、枝肉についての検査を行うことによって、その検査結果に従って全部を廃棄したりするであったりとか、異常の部分を除いて一部を不合格とするといった対応をとって、最終的には食用として流通可能な部位、食品だけを合格させるといった仕組みを設けております。

と畜検査の対象疾病ありますけれども、ここでいうリスクコミュニケーションで取り上げている伝達性海綿状脳症についても含まれております。その他、動物の疾病でありますけれども、口蹄疫ですとか牛疫ですとか、白血病であったりとかそういう動物が感染する、動物が症状を呈する病気を生体検査、あるいは他の解体後検査でチェックする。さらにその他の疾病としては、動物が症状を呈さないけれども人に影響がある、人に何かの感染性を有するようなそういう病気もありますので、そういうものについてもこのと畜検査で検査を行う。病気ではありませんけれども、

内臓ですとか筋肉なんかで一部に異常を呈して食用に供さないとされるような黄疸ですか水腫ですか炎症といった症状についても、これはと畜場の検査の一環で排除される、そういう仕組みとなっております。その一つの代表として、牛については年間110万頭ほど検査されておりますけれども、各と畜検査の一環としてと畜禁止されるようなもの、あるいは全部が廃棄されるようなもの、あるいは一部だけ廃棄されてその他の部分については流通するようなもの、そういうたいくつかの判断が行われます。注目していただきたいのは、その検査の不合格となる大部分の原因としては、一部廃棄であって、炎症ですか、変性とか萎縮とかそういうもので、ほんのごく一部が食べれない、流通できないというものがほとんどになります。この原因としても、別に過去の動物疾病の感染の結果であったりとか、物理的なけがであったりとか、あるいは飼料、えさを食べることによって、人間とも同じですけれども、内臓に何らかの異常を来すといったケースもあろうかと思います。

以上が、BSE検査を理解していただく上でのと畜検査の背景について御説明申し上げました。

続きまして、BSE対策について、これもBSE対策の導入当時の動きとともに今までの経緯をここで御説明したいと思います。

大きく国内対策と輸入対策がございます。国内対策についても、BSE検査、SRM（特定危険部位）の除去、そしてその他の動きといった形で分けて御説明します。BSE検査につきましては、平成13年9月に国内最初のBSE陽性牛が確認されたことを受けまして、国内でと畜される年間110万頭、先ほど数字がありましたけれども、それらの牛の全頭検査を開始しました。それに続きまして、特定危険部位についてもと畜場でこれらの特定危険部位を除去、焼却することを義務づけました。また、農林水産省の対策になりますけれども、肉骨粉の給与を禁止するということを設けて、これらの一連の対策が功を奏しまして、次第にBSE発生頭数の減少にもつながりましたし、BSEの国内蔓延のリスクも順次減少してきているといったのが、そ

れ以降のBSE規制の流れというふうになっています。その一環として、BSE検査については平成17年、平成25年にBSE検査の対象月齢について順次年齢の引き上げを行ってきました。今、直近の対象月齢としては平成25年の7月に実行された引き上げ、48か月齢超として、今国内で流通する牛肉はBSE検査を受けている状況です。

SRMについても、最初はこういった頭部、脊髄、扁桃、回腸遠位部、そして脊柱についての除去、焼却を義務づけましたけれども、これもBSEリスクの減少とともにその範囲を見直し、行いまして、今は頭部については30月齢超、脊髄についても30月齢超、脊柱についても30月齢超についてはSRMとして、扁桃と回腸遠位部については全月齢を対象とするといったSRM除去対策を講じております。

こういった一連の国内対策が評価されまして、国際的に日本のBSEのステータスがどのようなものであるのかといったことについて、国際的な機関であるOIEという組織、機関がございますけれども、この機関において、日本のBSEのステータスについて評価が行われた結果、順次管理されたリスク国から今現在BSEについては無視できるリスクであるといった認定を受けております。

また、輸入対策につきましては、これは日本の対策とは直接的には連動せずに、各國それぞれのBSEリスクに応じた評価に基づいた対策を行っております。

BSE検査に関してですけれども、平成13年に一斉全頭検査を講じてきて以降、平成25年6月までは全頭検査が実質的に行われておりまして、それ以降は48か月齢超の月齢に対してBSE検査が実施されています。その検査結果としましては、平成20年度に摘発された陽性牛以降は日本BSEと判定された牛は確認されていないといった状況になっています。

ここで世界のBSEの動向についても御説明します。日本については2001年以降、しばらくはBSE陽性が摘発されていたわけですけれども、実質2001年に飼料規制ですかSRM対策といった一連のBSE対策が功を奏しまして、2010年

以降についてはBSEは検出されない状況が続いています。各国についても、日本よりもBSE対策を始めた時期が早い国もありましたので、大体のヨーロッパの国においては一番BSEがピークであった1990年当時から順次減少傾向で推移しておりまして、近年はどの国においても1頭、あるいはないし0頭といった状況が続いておりまして、かつては一番BSE陽性牛が確認されていたイギリスにおいてさえも、年間1頭、2頭のペースとなっております。今年については、フランスで1件報告されたのみというふうになっております。

BSE発生頭数と関係があると言われている変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生者数についてですけれども、BSE陽性牛の減少と相関するような形で、患者についても大きな減少が認められています。

各国のBSEの発生頭数とクロイツフェルト・ヤコブ病の患者数についてですけれども、日本については36頭、これまでBSEが発生しております、人のクロイツフェルト・ヤコブ病の患者については1例の患者さんが報告されておりますけれども、これはここに説明がありますとおり、英国の滞在歴がある患者さんとして、恐らくこの滞在時に何らかのBSEの暴露があったことが考えられるということが示唆されています。

さて、BSE検査のこれまでの見直しの経緯ですけれども、平成17年、平成25年4月、平成25年7月に順次月齢の引き上げを行ってまいりました。この月齢引き上げの背景としてはBSE全体のリスクが日本のBSEリスクが減少していることがあります。そのBSEのリスクの減少の背景として、食品安全委員会にリスク評価を依頼して、食品安全委員会のリスク評価に基づいて検査頭数の引き上げを行ってまいりました。SRMの範囲についても順次見直しを行ってまいりました。

ここで、先ほどと畜検査について御説明しましたけれども、その中で特にBSE検査に絞った中身、概要について御説明したいと思います。

農場において、死亡牛検査が行われることについては先ほど御説明いたしました。

生体搬入がと畜場で行われます。その際、まず第一の閑門として、生体検査が行われます。この生体検査においてBSEに罹患しているとと畜検査員が判断した場合については、と畜、解体禁止という措置となります。このBSEに罹患していると判断すると畜検査員の判断の根拠、知見としてBSEの典型的な症状というものがありますけども、そういうものをと畜検査員は理解をして、その理解をもとにBSEに罹患していると判断した場合についてはと畜、解体禁止が講じられます。そして、生体検査に合格した動物ですけれども、この時点で典型的なBSEに罹患していると判断はしてはいないけれども、こういった神経症状ですとか行動異常といった症状についてはBSE以外の疾病でも発生する可能性がありますので、念のため措置として精密検査ということをと畜検査員が必要だと認める場合については、BSEスクリーニング検査を実施することになっております。

と畜検査員がBSE検査を行う一つの判断の基準として、BSEの症状に類似しているような症状を呈する牛については、念のためBSE検査を実施することを行っております。

現在の仕組みとして、生体検査に合格して精密検査を行う必要がないといった場合、これは合格した牛ということになりますけれども、その場合においても、現行の措置として生後48か月齢超の牛については症状にかかわらずBSE検査を実施しています。一方、48か月未満の牛についてはBSE検査を行わず出荷をしているといった体制です。

今回、厚生労働省が見直そうとしているものは、この生後48か月齢超で何の病気の兆候を示さない健康なと畜牛のBSEスクリーニング検査を今回見直しを検討しているというものです。

ここで、もう一つBSE検査、と畜場、食肉処理場で行われているBSE対策の一つであるSRMの除去について、繰り返しになりますけれども、概要、詳細を説明させていただきます。

生体検査から枝肉あるいは内臓の出荷、そして食肉処理場での処理に至るまで、いくつかの段階でSRMが分離されていきますので、各段階でSRMが除去されることになります。この除去がきちんと行われているかについてはと畜検査員がその順守状況について監視を行っております。厚生労働省においてその一連の結果を取りまとめてホームページ等で公表をしています。

これも繰り返しになりますけれども、48か月齢超のBSE検査につきましては、平成25年7月に全頭検査をやめて、48か月齢超の検査とした以降も引き続き陽性の牛は確認されておりません。

こういった状況を踏まえまして、平成27年12月に厚生労働省から食品安全委員会にリスク評価を依頼いたしました。その背景としまして、2009年～2015年にBSE摘発頭数がほぼ0となり、以降日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなるといった評価を平成25年5月に受けておりましたので、このリスク評価に基づいて、それ以降、平成25年5月から平成27年11月までと畜された48月齢超の牛についてのBSE検査について陰性であるということを確認した上でリスク評価を平成27年12月に依頼したというのが経緯となります。

そのリスク評価については、この後食品安全委員会さんのはうから詳しく詳細に説明していただくことになりますけれども、その評価としては、平成25年当時のリスク評価は妥当であると考えられたこと、また非定型BSEについても人への感染性を示す疫学的な背景、報告がないことですとか、その発生率が極めて低いこと等を踏まえて、最終的な評価として、現行のBSE感染状況、輸入規制、飼料規制、食肉処理場での措置、あるいは種間バリアを踏まえると、SRM以外の牛肉等の摂取に由来するBSEプリオノンによるvCJDを含む人のプリオノン病発生の確率は極めて低いといったリスク評価がありました。このリスク評価は平成28年8月31日に食品安全委員会からの答申で示されまして、その際現行と畜場において実施されている食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について、現行の基準を継続した場合と

廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるといったリスク評価がございました。一方で、24か月齢以上の牛について、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の神経症状が疑われたものですとか、全身症状を呈すものについては引き続きBSE検査が行われる必要があるといった評価がございました。

この評価に基づいて、現在厚生労働省が検討している見直し案について御説明いたします。厚生労働省の諮問、そして食品安全委員会の評価結果に基づきまして、現行の48か月齢超の健康牛のと畜検査牛については廃止をする方向性で検討をしております。一方で24か月齢以上で症状を呈する牛については、引き続き検査を行うことを予定しております。この際、運動障害、知覚障害、反射、意識障害の神経症状が疑われた牛ですとか、全身症状を呈する牛について、現場のと畜検査員がより適切な判断基準をもって検査できることを可能と担保するために、現行のこういったリスク牛、リスク症状を持つ牛の検査の手順についてさらにわかりやすく示すことを予定しております。その際には、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害っていうのはさまざまな原因で発生しますから、そういう発生原因が明らかになっているものについては、こういった症状を示していたとしてもBSE検査を行う必要はないというふうに考えております。その逆で、そういう原因がわからないものについて、これもと畜検査員が検査をする必要があると考えるものについては、この手順に従って、判断基準に従ってBSE検査を行っていく。そして、万が一でも確認されるかもしれないBSEを見つけていくといった体制を続けていくことを予定しております。

さて、今後のスケジュールです。今、食品安全委員会からの答申が8月にございまして、この一連の厚生労働省の見直し、手続を各関係の厚生労働省の審議会、部会に説明をいたしております。そして、それと並行して一般の皆様方から意見を募るという目的のため、今日こうやってリスクコミュニケーション、意見交換会を実施しております。

ります。そしてまたもう一つ、行政上の手続としてパブリックコメントを先週、12日から実施しております、これは1月まで募集期間を設けて広く意見を求めております。この一連の手続に基づいて、そのコメント、意見を今厚生労働省が検討している見直しに順次反映していきまして、最終的には反映したものを作成し、来年の2月をめどに関係省令を改正、あるいは補助金、BSE検査については現行、厚生労働省から補助金を地方自治体に出しますBSE検査を行っておりますけれども、関連の補助金の実施要項の改正を予定しております。そしてこの改正に基づいて、2017年4月1日をもって見直しを実際に施行していくことを考えております。

それでは、今回の意見交換会の第一の目的が国内対策に関するものですので、輸入対策については概要を簡単にですけれども御説明したいと思います。BSE発生国に対する対応につきましては、各輸入国、輸出国のそれぞれのBSEのリスクに応じて厚生労働省でどのような対策を行うのか、ここでは具体的な輸入条件になりますけれども、どのような輸入条件とするのかということについて、調査を行うなりして情報を集めて、その調査、情報に基づいて評価機関である食品安全委員会に諮問を行い、そのリスク評価の結果に従い、最終的な輸入解禁ですか輸入条件の変更といった措置を講じてきました。そういう措置の経過がここに示されているとおりでして、現在、これらの国に対して一定の条件下での輸入が行われております。BSE発生国についてはこれ以外もまだありますけれども、これらについても各国からの要請に基づいて必要な情報が整うことができれば順次食品安全委員会に評価を依頼して、その結果に基づいて輸入条件を検討することになっております。こういった各国の輸入条件の根拠ですか知見についてはこういった各国の食肉検査ですか発生状況調査の状況等を参考しております。これに基づきますと、日本の対策についてはほぼ各国の対策と似たようなものとなっているということがおわかりいただけます。

今のが食肉検査、あるいはBSE検査の概要でしたけれども、特定危険部位の除去についても各国の対策と似たようなものとなっておりますけれども、重要なのは各国

とも、各国それぞれのBSEリスクに応じた対策の見直しを順次行っているということとして、EUを例に申し上げますと、EUについては加盟国がたくさんありますので、各加盟国のリスクの状況というのは各国ばらばらでありますから、各国それぞれのリスクに応じたSRMの除去が別々に行われております。

飼料規制についても同様です。

こういった各国のBSE対策の基礎となるのがOIE、先ほど御説明したとおり国際獣疫事務局のBSEステータスが一つの重要なファクターとなっておりまして、このOIEのリスクステータスというのが貿易条件に大きな影響を与えることになります。そのOIEのリスク評価の結果として、ほとんどの国は無視できるリスクの国として認定されております。その中に日本も含まれております。管理されたリスクの国についてはまだ英国ですかフランスですか一部の国が管理されたリスク国として評価されています。

これについては各国の輸入実績ですけれども、日本が輸入再開をして以降、各国の輸入状況について示したものです。その各国の輸入が行われている中で、一部厚生労働省と各国の間で定めた輸入条件に適合しない事例が検疫所の検査などで発見されることがありますので、その際には速やかに原因究明を輸出国政府に依頼するとともに、そういった輸入条件を違反製品を輸出した施設については、速やかに検疫所のほうで輸入一時停止を行います。その一時停止の後に、各政府から原因調査の結果、あるいは改善措置が提出され、その結果が妥当であると判断した場合については一時停止を解除することによって今後も厚生労働省が行っている輸入対策についても、輸入条件に違反する牛肉であったり内臓が日本に輸入されないような対策を講じていくこととしております。

少々説明時間が長くなってしましましたけれども、異常が厚生労働省からの説明となります。参考としまして、これまで私が御説明さしあげた一連の経緯を年表にして国内編と輸入編としてまとめておりますので、御参考ください。

本日はどうもありがとうございました。

○司会者（消費者庁・藤田） 東良さん、どうもありがとうございました。

ただいま厚生労働省、東良課長補佐からお話がありましたのは、BSEに限らないと畜検査のお話ですか、あと国内のBSE対策、それから世界を含めた発生状況、あと今まで48か月齢であった健康と畜牛のBSE検査の見直し方向、そして最後に輸入対策ということでお話をいただきました。

このBSE検査の見直し方向のところで、食品安全委員会から評価の答申があったという話があったと思いますけれども、続きましては、「牛海綿状脳症国内対策の見直しに係る健康影響評価について」と題しまして、その評価の内容を内閣府食品安全委員会事務局評価第二課、大快峻輝係長より御説明いたします。

それでは、大快さんよろしくお願ひいたします。

○大快（食品安全委員会） 本日はリスクコミュニケーションに御参加いただきましてまことにありがとうございます。私、食品安全委員会事務局の大快と申します。

私からは先ほど御説明があったとおり、本年8月に厚生労働省に対して通知をいたしましたBSE国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について、簡単に御説明させていただければと思います。

一部、厚生労働省さんの説明とかぶる部分があるかと思いますが、御容赦ください。まず評価書の内容の説明に入る前に、基本的な部分で大変恐縮なんですけれども、日本の食品の安全を確保する仕組みの中での食品安全委員会の評価の位置づけについて簡単に御説明させていただければと思います。

リスク管理機関である農林水産省や厚生労働省は、例えば農薬の使用基準の設定といったような食品の安全を確保するための措置、これをリスク管理措置と言いますけれども、このような措置を実施しております。こういったものを決めるときや措置を変更しようとするとき、食品安全委員会にそれが科学的にどうかという評価を求めることがあります。食品安全委員会では科学的かつ中立公正に評価を行い、評価の

結果をリスク管理機関へ通知いたします。

それを受け、リスク管理機関は科学的な評価結果に加えて、こちらの施策的な観点なども踏まえまして、具体的なリスク管理措置の変更、今回の場合であれば健康と畜牛のBSE検査について変更、廃止のいかんを検討するといったような流れでございます。

先ほど、厚生労働省さんからお話がございましたように、2015年12月に、食用にと畜される健康牛のと畜場でのBSE検査について、現在48か月齢超の牛のBSE検査を継続する場合と廃止した場合のリスクの比較について、食品安全委員会へ評価依頼がありました。なお、厚生労働省は24か月齢以上の牛で、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常、または意識障害等の神経症状が疑われたもの、それから全身症状を呈することが確認された牛は引き続き検査の対象とするということとしております。

もう一つ、2015年12月にあわせて評価依頼があった内容がここに記載しておりますSRM（特定危険部位）の範囲の変更でございます。

こちらにつきましては、食品だけでなく飼料規制等も含めたBSE対策全般にも影響する可能性があると考えられております。このため、こちらにつきましては、リスク管理機関と食品安全委員会事務局のほうでよく整理を行った上で検討することとし、今回の評価は健康と畜牛のBSE検査の廃止について、この1の部分についてのみ先行して行ったものでございます。

次に、具体的に今回の評価をどのような考え方で実施したのかということについて御説明させていただきます。

今回の評価は2013年5月に取りまとめたBSE検査月齢の48か月齢超への見直しの際の評価をベースしております。このため、まず2013年の評価というものがどのような評価結果であったのかということを簡単に御説明させていただきます。

まず1番目といたしまして、2001年、これは日本が飼料規制の強化を行った年

になりますけれども、このときの飼料規制等のBSE対策が有効に機能した場合、2009年から2015年にはBSEの検出頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなると推定されました。これはそのような推定を行った複数の文献に基づくものでございます。

また、人へのリスクですけれども、2013年の評価では、輸入規制といった pri-onの侵入リスク低減措置、飼料規制といった国内でのBSE pri-onの増幅リスク低減措置、SRM除去といった暴露リスクの低減措置に加え、人と牛との種間バリア、つまり種を越えると感染はしにくいという現象ですけれども、その存在を踏まえると、日本において牛肉やSRM以外の内臓、こういったものを食べてBSE pri-onが原因として人がvCJD（変異型クロイツフェルト・ヤコブ病）を発症する可能性は極めて低いと、2013年の評価書において判断しております。

2番目といたしまして、出生年月で見たBSEの最終発生が、これは2002年の1月ですけれども、それから11年以上発生が確認されなければ飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられるという評価もこのときいたしました。48か月齢の評価を行った2013年は、2002年から11年、ちょうど経過しておりますので、実際には今後BSEが発生する可能性はほとんどないだろうと、前回の評価で判断をしております。

しかしながら、3番目ですけれども、2013年は出生後の経過年数がまだ11年経っていないというような牛もたくさんおりました。こういった牛に仮に感染があった場合、飼料規制に何らかの破れが仮にあって、新たに生まれた牛が感染していた場合に、こういった牛がBSEになるかどうかということについてはまだ11年経っておらず、十分な検証ができていないのではないかということが考えられました。このため、当面の間、BSEの検査を一部継続してより長期の発生状況をよく見てから、さらに48か月齢以上の月齢の引き上げといったことについては検討するのが適当というのが2013年の評価となっております。

繰り返しになりますけれども、2013年の評価結果において、11年以上発生が確認されなければ飼料規制等のBSEの対策が継続されている中では、今後BSEが発生する可能性はほとんどないと結論されております。つまり、この11年というものが飼料規制が有効に機能しているということを確認するための期間ということになります。この期間をどのように2013年の評価において検討したのかということを少し簡単に説明させていただきます。

この出生コホートという言葉がありますけれども、これは出生年月が同じ牛群、すなわち同じ頃に生まれて同じようなものを食べて育っていたと考えられる牛の集団を出生コホートと呼んでおります。この表で言いますと、横軸が時間で、縦軸が月齢ですので、同じ斜めの線上にのるものが一つの出生コホートに当たります。

BSEというのは、若いときに肉骨粉などの異常プリオンたんぱく質に汚染された飼料を食べることによって、数年の潜伏期を経た後に脳、脊髄に異常プリオンを蓄積して発症すると考えられていることから、この出生コホート単位で見ていくことが有用だと考えられます。こうして見たときに、あるコホートで仮に感染があった場合に、そのほとんどが検出できるくらいの期間が過ぎても、検査陽性の牛が検出されなければ、そのコホートには今後発生する可能性はほとんどないだろうと、そういうふうな考え方ができるでしょう。

では、どのくらいの期間を見ればよいのかということを見ていった場合に、11年経過すれば、あるコホートにおいてほとんどの牛のBSE発生状況を確認できるというデータがありました。ヨーロッパのデータが下のものですけれども、こういったデータから11年間を見れば、そのコホートが感染した可能性があるかということはわかるということで、前回の評価ではBSEの発生が牛の出生年月で見て、11年確認されないということをもってBSEプリオンが牛の間で汚染飼料を介して循環していない、つまり飼料規制が有効に機能しているということを判断しています。

また、その11年間のスタートについては、BSEの出生年月で見た最終発生です

ので、日本で言えば2002年1月を起点としております。

ここで今回の評価に話を戻っていただきまして、2013年の評価では、①2002年1月より後に生まれた牛については、飼料規制がきちんと働いていれば、BSEが発生する可能性は極めて低いとしていますが、今回の評価では、それを再確認すると、本当にそうであるかということを再確認するということ。もう一つは、これになりますけれども、②飼料規制前に生まれた牛、これについては現在生きている牛が既に減ってきてていますけれども、検査自体もずっと継続されてきて、こういったものについては新たなBSEが今後発生することがあるんだろうかということについても検討しています。この①と②に関しましては、異常プリオンたんぱく質に汚染された飼料を介して感染するとされている定型BSEについての検討項目でございます。

定型BSEというのは何かと申しますと、これは当初問題になりました世界で確認されているほとんどのBSEのことです。一方、それとは別に、これまで多くのBSE検査を行ってきた中で、この定型BSEとは少し違うBSEの存在というのがわかつきました。これを、この③の非定型BSEというふうに呼んでいます。非定型BSEについては、食品安全委員会の過去の評価書において、当時の非定型BSEの発生状況や、その当時わかつていたことを整理したことがあったんですけども、それ以降の情報についても、今回の評価で改めてまとめて、非定型BSEのリスクの程度についても検討することとしました。

以上の①から③のような情報をまとめた上で、最終的に健康と畜牛のBSE検査を廃止した場合に、人が変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を含む人のプリオン病を発症する可能性について、総合的に評価を行うということになりました。

ここから具体的な評価の内容になります。

繰り返しになりますけれども、11年以上経過すれば飼料規制がきちんと行われているという中では、今後BSEの発生はほとんどないだろうというふうに前回の2013年の評価書では評価しております。同時に、もし11年未満の出生コホートにお

いて仮に感染があった場合、すなわち飼料規制に破れがあった場合には、検証が十分できていないという可能性がありました。ここについてきちんと見なければいけないということで、先ほどの①ですけれども、今回の評価で2013年5月以降現在まで11歳を超えたコホートについて、どうなっているかということを確認してみました。

この図は、日本においてBSE陽性牛が確認された年月と確認時の月齢からプロットした図になります。日本で肉骨粉の使用を法的に禁止したのが2001年10月となります。図の見方ですけれども、日本でBSEの牛が初めて見つかったのが2001年の9月で、この点になりますけれども、この牛は64か月だったということで、ここから64か月さかのぼってみると、この牛が生まれたのが1996年だということがわかると、こういう図になっています。この図を見ていただくと日本のBSE検査陽性牛の生まれた年月については大きく分けて2つのコホートがあるというのを見えるかと思います。さらに、2001年10月に飼料規制を行い、2002年1月に1頭確認されていますけれども、それ以降の青い部分で生まれた牛でBSE検査陽性になった牛は1頭もいないと、ここ線以降の部分でBSE陽性になった牛はないということもわかります。2013年5月に、ここに線が入っていますけれども、これは2013年の前回の評価時点ということになります。今回の評価では、その後の状況について、現在までに11年を超えた牛の状況、この赤線で囲われたところですけれども、こういった牛の状況について確認しました。現在は2016年なので、2013年評価から3年が経過しております。この間に11歳を超えたコホートというのがここ部分で、この部分というのがこっちにこう延ばしてみると、2002年6月から2005年6月の間に生まれたコホートになります。この時期というのは、日本でBSEが比較的多く確認されていた時期でもあり、そういった時期にもかかわらず、このコホートについてはBSE検査陽性牛が確認されませんでした。このことから、このコホートについて飼料規制が有効に働いていると今回の評価では判断いたしました。

こちらはお話しした内容のまとめになります。これらのことから2013年の評価書のとおり、引き続き飼料規制等のBSE対策の実効性が維持される限り、今後、定型BSEが発生する可能性が極めて低いということが今回の評価の1番目の部分となります。

2つ目ですけれども、これが2002年1月以前に生まれた牛についての検討になります。序盤のスライドの②に当たる部分です。

2002年1月以前に生まれた牛は、2016年5月時点では172か月齢、14歳を超える牛になります。このような牛の飼養頭数は2016年5月時点で日本全体で約2万1,000頭となっておりました。これらの牛については飼料規制強化前に生まれており、汚染飼料に暴露された可能性を否定できないと考えられますけれども、2013年評価以降のBSE検査の結果がどうなっているかということをこれらの牛についても今回確認しました。

飼料規制前に生まれた牛というのは、ここが2016年ですね、赤と黄色の模様がついているところですけれども、この牛のことですね。2016年5月時点で生き残っているのは約2万1,000頭ということになるんですけども、2009年以降は陽性牛が確認されていないです。ここは何もプロットがありません。2013年の評価以降も、約6万頭検査をいたしましたけれども、これが全て陰性でBSEは確認されませんでした。

ただいま説明した内容になりますけれども、日本で2009年1月を最後に現在までの7年間、BSE検査陽性牛が確認されていないことを考えますと、2002年1月以前に生まれた牛についても今後定型BSEが発生する可能性は極めて低いと考えられるというのが今回の評価の2番目になります。

続きまして3番目が、非定型BSEの評価になります。非定型BSEというのは、世界で数多く見つかった従来型の定型BSEと少し異なる特徴を持つBSEです。これまで約19万頭の発生がBSE全体で報告されていますけれども、そのうち124

頭がこの非定型BSEの特徴を有しておりました。具体的な違いは、ウェスタンプロット法という試験法を用いて比較した場合にあらわれるパターンの違いです。このパターンの違いによって非定型BSEはH型とL型の2種類にわかれます。また、非定型BSEは孤発性、つまり汚染飼料の摂取によらず自然発生的に発生するということが示唆されております。その発生頻度はEUのデータですと2歳以上の牛100万頭当たりH型が年に0.07頭、L型が年に0.09頭と極めて低頻度に発生する病気だということもわかっています。

本評価においては、非定型BSEに関する科学的知見を収集し検討しました。それをまとめたものがこのスライドになります。定型BSEとは異なるタイプのBSEであるということは先ほど御説明させていただいたとおりです。またこれまでに疫学的に非定型BSEと人のプリオント病との関連を示唆する報告はありません。また、発生頻度は先ほど説明させていただいたとおりです。この非定型BSEが人に感染するかどうかということですけれども、非定型BSEと人のプリオント病との関連を示唆する疫学的な知見がないというほかに、さまざまな実験も行われておりまして、本評価ではそのような情報も収集しました。その結果、H型に関しましては、複数の実験報告から人への感染の可能性は確認できませんでした。次にL型の非定型BSEについてですけれども、感染が認められなかつたとする報告もある一方で、サルに非定型BSEに感染した牛の脳を食べさせたところ感染が成立したというような報告もありました。ただ脳は特定危険部位であり、実際に我々は脳を食べるわけではありません。実際には特定危険部位以外の筋肉などの部位が問題となるわけですけれども、どこの部分に蓄積するかという観点から、非定型BSE感染牛の体内における異常プリオンたんぱく質の分布に関する知見を収集しました。その結論としては、末梢組織に分布する感染性は極めて低いだろうということが考えられました。さらに定型BSEについて、種間バリアの存在が明らかになっておりますけれども、非定型BSEについても種間バリアの存在を示す報告があります。

こういった牛と人との種間バリアも考慮すると、現行のＳＲＭ以外の組織について食品として人が食べることによって感染するといった感染性、これについては極めて低いというのが今回の非定型BSEについての評価結果です。

最後の2枚のスライドが結論部分になります。まずBSEの状況と人への感染リスクですけれども、前回評価以降の検証の結果、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後定型BSEが発生する可能性は極めて低いとした2013年の評価書の評価は妥当であると今回確認しました。また非定型BSEについては、先ほど説明したような知見をまとめました。これらの知見を踏まえると、牛群のBSEの感染状況、海外からの輸入規制が行われているということ、それから飼料規制が行われているということ、と畜場でのSRMの除去等の処理が行われているということ、加えて種間バリアがあるということを考えると定型及び非定型BSEプリオンによって人がプリオン病になる可能性は極めて低いというのが今回の評価のまとめになります。

以上のことから、厚生労働省からの諮問についてはリスクの差は極めて小さい、人への健康影響は無視できるということで、科学的に48か月齢超の健康牛のBSE検査の廃止は妥当と考えられるというのが今回の評価結果になります。ただし、先ほど厚生労働省さんもふれられましたけれども、3つほど追加の話を記載しております。

1つは、飼料規制が一番大切だということで、実効性が維持されることを確認できるように高リスク牛を対象としたBSE検査によりBSE発生状況を引き続き確認する必要があるということを言っております。2つ目としては、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査を適切に実施することが重要だということ。3つ目といたしまして、本評価は現時点における最新の科学に基づいた評価でございますけれども、今後また新たな知見が出てくる可能性はございますので、今後の新しい知見、特に非定型BSE、こういったものについては引き続き収集していく必要があるということも記載しております。

以上で食品安全委員会の食品健康影響評価についての説明は以上となります。

ありがとうございました。

○司会者（消費者庁・藤田） 大快さん、ありがとうございました。ただいまありましたのは、食品安全委員会さんから健康と畜牛の検査月齢の廃止に当たりまして行った評価で、3つの視点がありました。2001年より後に生まれた牛の評価。それから、2001年より前に生まれた牛はどうだったか。そしてたまに発生する非定型BSEはどうなのかということでございました。これらを鑑みましたが、BSEの発生の可能性は極めて低く、また非定型BSEが人に感染する可能性は低いということです。48か月齢以上の検査の見直しをしても大丈夫じゃないかというような評価内容だったのではないかと思います。ただ、そこで補足として飼料規制の重要性というお話がございました。最後に農林水産省のほうから、では実際に我が国における飼料規制はどうなっているのかというようなお話をしていただきたいと思います。

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐、近藤園子さんよりお願いいいたします。

○近藤（農林水産省） ただいま御紹介いただきました農林水産省の近藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

農林水産省からは先ほどの厚生労働省また食品安全委員会からの説明でもありましたように、飼料規制が非常に重要であるということで、そちらについて簡単に御説明させていただきます。今回の厚生労働省による検査月齢の見直しにともなって何か飼料規制が変わるというものではありませんが、見直しの前提となった評価の中で飼料規制の重要性をたびたびふれられておりますので、よく内容御存じの方も多いかとは思うんですけども、ごくごく基本的な内容から御説明させていただきたいと思います。

こちら、先ほど厚生労働省からの説明にありましたスライドと、同じものになります。と畜場における特定危険部位の除去や脊柱に関する規制、あるいはBSEのスクリーニング検査は食肉の安全を確保する上で非常に有効な手段でございますが、そも

そもそもBSEの発生を防止する、BSEの感染の拡大を防止する、そういう観点で飼料規制が最も重要になってまいります。

農林水産省では飼料安全法、もしくはBSEの対策特別措置法、こちらに基づきまして飼料規制に関する管理措置を行っております。

先ほどから何度か話が出ておりましたように、BSEの感染が拡大した一番大きな原因は牛の肉骨粉などを牛に給与したことであるというふうに言われております。したがいまして、BSE対策における飼料規制の最も重要なポイントは、まず牛用の飼料に牛由来のものを混ぜないということになります。そのためにはまず飼料の原料の部分に牛由来のものを使わないという部分が最も大事なことになります。詳しくはまた、この後のスライドでも御説明いたしますが、家畜をと畜した後に骨や内臓などが残さとして、食用に回らない部分としてと畜場から出ます。そういうものを一般的にレンダリング施設と呼ばれるところで処理をして、肉骨粉というものにして、従来家畜のたんぱく源として飼料に使われてまいりました。飼料利用、飼料利用と申しますと、農家の段階で肉骨粉をばらばらとまいて牛に給与するようなイメージをお持ちの方ももしかしたらおられるかもしれないんですけども、肉骨粉を飼料にすると言った場合には、まず肉骨粉がレンダリング施設で製造され、そういう肉骨粉を主原料であるトウモロコシにビタミンとかミネラルとかいろいろなものの原料の一部として配合飼料工場で混ぜて牛用の飼料をつくるというだいたい2段階の過程があります。そこで、配合飼料の原料として肉骨粉あるいはほかの動物性たんぱく質である魚粉、あとは動物性の油脂、こういったものを牛用の飼料に使わないという原料の規制の部分がまず1点あります。

もう一つは、今申し上げました配合飼料工場などでいろいろな原料を混ぜて牛用の飼料をつくる段階の管理でございまして、牛用の飼料とそれ以外の家畜用の飼料が同じ工場内でつくられている場合に途中で混ざってしまいますと、そこでまた交差汚染が起こってしまいますので、その段階でもまた交差汚染を防止するための製造あるい

は出荷、運送、保管、給与、全ての段階において分離をすると、製造段階での規制、この 2 点を中心にやっております。

まずは最初の原料の規制に関して、今、どのような規制を行っているのかというのを御説明いたします。この図の見方なんですけれども、縦にあるのが牛用の飼料、豚用の飼料、鶏用の飼料、魚用の飼料ということになります。今度は横に見ていただきますと、飼料原料となる部分です。つまり、これは牛由来の肉骨粉、いわゆる牛肉骨粉と言われるもの、こちらが豚の肉骨粉、こちらはチキンミールとかフェザーミールと呼ばれることが多いんですけれども鶏由来の肉骨粉と魚由来の肉骨粉、要するに魚粉ですけれども、そういったようなものというふうに見ていただきます。

まず 1 番のポイントといたしましては、牛用の飼料にはどの動物からできた肉骨粉も全て使えないような規制の形になっております。一方、豚用あるいは鶏用の飼料には豚、鶏あるいは魚に由来する肉骨粉は使うことができますけれども、逆に牛の肉骨粉につきましては、豚用、あるいは鶏用の飼料には使ってはいけないようになっております。牛肉骨粉のうち唯一利用することが可能となっているのが、養魚用の飼料になっております。こちらは 27 年の 4 月から利用再開しておりますが、ここだけが唯一牛肉骨粉が使えるものとなっております。

いずれにいたしましても、SRM（特定危険部位）につきましてはと畜場で除去された後に焼却が義務づけられておりまして、飼料原料として使われることはございませんので、当然この養魚用肉骨粉に使用される牛肉骨粉にも SRM は原料としては使用されてないという形になっております。

今の内容を今度は図にいたしました。ちょっと繰り返しになってしまって恐縮なんですけれども、牛の肉骨粉というものは牛用の飼料に使うことはできません。また、豚、鶏、魚の肉骨粉も牛用の飼料に使うことはできません。一方、豚、鶏、魚の肉骨粉については豚、鶏、魚用の飼料には使うことができますが、この豚、鶏、魚用の飼料と牛用の飼料が混ざってしまうことは避けなくてはなりません。また、牛肉骨粉に

つきましては、豚、鶏、魚の飼料にも使うことはできませんが、唯一例外として牛肉骨粉は養魚用の飼料のみに使用することが可能となっています。この部分がいわゆるレンダリング工場における肉骨粉の製造工程の部分と御理解いただきたいんですけれども、豚、鶏、魚の肉骨粉をレンダリング工場でつくる場合にはまず原料自体が混ざらないように、原料の分別管理をしっかりと行っていただく。さらにレンダリングの工程で混ざらないように別のラインで製造していただくと。そういういったようなことが法に基づく規制の対象になっております。

今度は配合飼料工場段階で、牛肉骨粉が牛用の飼料に入らないことのみならず、ほかの家畜用の飼料が混ざらないように、牛用の飼料の製造工程については専用のラインを設置していただくと、そういういったような管理をすることによって原料段階あるいは製造段階で確実に飼料規制が実施されるような対策をとっております。さらに農家段階で間違ってこういった豚、鶏、魚用の飼料が牛に給与されることのないように、必ず表示の中で飼料については反芻動物への給与はできないという旨を表示するようになります。これもまた飼料安全法の中に明確に規定されております。農家段階ではそういう表示も踏まえつつ、給与しないような対応をしていただいくということになります。

こういったような飼料規制でございますけれども、規制があってもそれが確実に実施されていなくては全く実効性がともなわないものになってしまいますので、飼料規制の実効性を確認するという意味で、独立行政法人の農林水産消費安全技術センター、通称 F A M I C と呼ばれている組織でございますが、そちらがまず配合飼料工場あるいは先ほど来申し上げておりますレンダリング工場に入りまして、そういういた原料の分別管理であったりあるいは製造工程の分離であったり、製造管理がきちんと行われているかについて立ち入り検査を実施しております。さらに実際に牛用の飼料をサンプリングしてまいりまして、そういういたような牛用の飼料に入っていてはいけない動物由来たんぱく質が入っていないかというようなことも分析検査も行っております。

その検査の結果をあらわしたのが、この上の表でございまして、昨年26年度につきましては219点実施して、特段牛用の飼料に肉骨粉を購入するなどの違反事例は見られませんでした。また農家段階でも先ほど表示などでも農家段階でも誤給与の防止のための対策をとっているというふうに御説明いたしましたが、都道府県が農家段階、実際に牛を飼っている農家に訪問して、間違った給与がされていないか適切に飼料が保管されているか、そういったような点について確認を行っております。こちらにつきましても26年度は5,700件実施しております、同じく豚、鳥、魚の肉骨粉が牛に誤用されているというような違反の事例は認められませんでした。

ちょっと駆け足になってしまふんですけれども、時間も少し押しておりますので、ごく簡単になりますが農林水産省からの飼料規制の概要についての御説明は以上とさせていただきます。

○司会者（消費者庁・藤田） ありがとうございました。BSE感染の拡大防止の要とも言えます飼料規制の概要をお話いただきました。

これで前半の行政からの情報提供は終了いたします。ここで質問を受け付けるために場面転換いたしますので10分間の休憩を持ちたいと思います。

ただいま2時55分ですので、再開は3時5分といたします。3時5分になりましたら始めますので、またお集まりください。

では、休憩に入ります。

(午後2時55分 休憩)

(午後3時04分 再開)

○司会者（消費者庁・藤田） 皆さんお戻りでしょうか。時間になりましたので再開いたします。ここからは行政担当者と会場の皆様とで質疑応答、意見交換を行いたいと思います。前方には先ほど講演いたしました食品安全委員会の大快係長、それから厚生労働省東良課長補佐、農林水産省近藤課長補佐の3名に着席してもらっています。冒頭に申しましたとおり、本日の意見交換会の目的はBSE検査の見直しを検討

するに当たりまして、関係者の皆様の疑問ですとかお考えを伺うということにございます。どんなささいなことでもけっこうです。説明の中でこんな言葉を言っていたけれどもここがわからなかつたとか、こういうことを言っていたようだけど意味がわからなかつたというようなささいなことでもけっこうですので、積極的にコミュニケーションをとっていただければと思います。時間は3時半までということになっておりますので、その中で有効に意見交換をしていきたいと思います。

まず、いきなり聞いてもあれかなと思いますんで、ウォーミングアップとしてここでちょっと私が質問をしてみたいと思うんですけれども、ＳＲＭの見直しですか、輸入牛肉の月齢など、まだ残っている規制っていうのがあると思うんですけれども、そういう規制の見直しがていうのは今後どういうふうに進めるのかっていうのは教えていただけますでしょうか。

まず厚生労働省さん。

○東良（厚生労働省） 今回、食品安全委員会に平成27年12月にリスク評価を依頼した内容、大きく2つございまして、その1つが今日のテーマであるBSE検査の見直し、そしてもう一つがSRMの範囲の見直し、この2点になります。

SRMの範囲の見直しについてですけれども、その背景につきましては、これもBSE検査のリスク諮問の背景と同様に現行のBSE対策の効果として現在の日本のBSEの発生のリスクが非常に低くなっているということを踏まえまして、そういったリスク背景をもとに現行のSRMについても日本の定型BSEの発生はほとんどないといった状況を踏まえると、現行のSRMをさらに見直すことができるのではないかといった背景がございます。その1つとして、今回リスク評価を依頼したのが、この現行のSRMの中から全月齢の扁桃、回腸遠位部、そして30か月齢超の脊柱がSRMから除外できないかということをリスク評価依頼したものです。

SRMでありますけれども、この部位につきましては、それ以外のSRM、現行でいうと30か月齢超の脳、脊髄、ありますけれども、この脳、脊髄においてはプリオ

ンの蓄積状況、1頭の牛で考えた場合、この脳と脊髄にほとんどのプリオンが蓄積するといったことがありまして、それ以外の扁桃、回腸遠位部とか30か月齢超の脊柱についてはプリオンの蓄積は割合として非常に少ないものがあるといった知見がございます。そういういたプリオンの蓄積状況がありますけれども、重要なものは現行の日本のBSEのリスクが大きく下がっているということを鑑みまして、その状況を背景とすれば現行のSRMの見直しができるのではないかといったことで、今回諮問をしたというのが理由となります。

○司会者（消費者庁・藤田） ありがとうございます。食品安全委員会さんの資料と御説明にもありましたけれども、今それを受け評価中ということでした。

○大快（食品安全委員会） そうですね。説明の中でもありましたとおり、BSE検査の廃止の評価依頼とあわせて厚生労働省さんからSRMのほうは諮問を受けていて、評価中でございます。説明の中でも申し上げましたけれども、SRMの変更につきましては、食品への影響だけでなく飼料規制等も含めたBSE対策全般に対する影響が考え得るということから食品安全委員会のプリオン専門調査会におきまして、SRMの変更によるBSE対策全般への影響について食品安全委員会事務局とリスク管理機関との間でさらに整理をしてから評価を進める必要があるという整理にされておりまして、現在その整理を進めているというところでございます。

○司会者（消費者庁・藤田） ありがとうございます。それでは、皆さん質問の準備できたでしょうか。会場の皆様から御意見、御質問を伺ってみたいと思います。御意見、御質問のある方は手を挙げていただくようにお願いいたします。

私が指名いたしますので、係の者がマイクをお持ちいたしますので、マイクを待つてから御発言をお願いいたします。その際には、御所属とお名前をお願いいたします。冒頭に申しましたように、本日参加いただけなかつた方を含めて広く情報提供をさせていただくということを目的に、今回の様子は議事録として公開いたしますので、議事録に御所属、お名前が公表されることに不都合がある場合はその旨をおっしゃって

いただければ議事録からは削除いたしますのでよろしくお願ひいたします。

では、どなたか御質問、御意見等ござりますでしょうか。

○質問者 A 四日市市食品衛生検査所のからと申します。本日はわかりやすい説明をどうもありがとうございました。2点ほど説明させてください。まず、法律が改正されて健康牛のBSE検査が廃止になった場合、4月からだと思うんですが、それ以後、国としてはどれぐらいの数のサーベイランスの検査があるとお考えでしょうか。24か月齢以上の症状のある牛、どれぐらいの検査数が見込まれると考えているのかということと、あともう一点。補助金についてお聞きしたいんですが、症状を呈する牛がきた場合、検査をしなきやいけないと思うんですが、そのためにBSEの検査キットを常備する必要があると思います。1キット20万円という高価で、使用期限のことを考えると年間4キットくらいは持つておかないといけないのかなと思って、それを各自治体で用意するとなるとけっこうな負担になるので、補助金のこともわかる範囲でお聞かせください。よろしくお願ひします。

○司会者（消費者庁・藤田） ただいまの質問は健康と畜牛のサーベイランスがどのくらいの数になるのかということと、BSE検査のキットが年間20万円×4キット、80万円くらいかかるけれども、その補助金とかはどうなのかという御質問だったと思います。厚生労働省さんからお答えをお願いします。

○東良（厚生労働省） 症状牛の割合ですけれども、これは実際現場で検査されている皆様、食肉衛生検査所のと畜検査員の皆様のほうがよく御存じだとは思うんですけども、厚生労働省で一つデータとして集めているのは、毎月厚生労働省がBSE検査のスクリーニング検査を何頭検査しているかといったものがございます。その中で、症状を呈する牛として全国の食肉衛生検査所から報告があがっている数字がありますので、その数字が全国のデータとして集計されております。直近で、近年であるとだいたい100頭から200頭、数百頭の数が報告されておりますので、それぐらいの数は今後症状を呈する牛として、今、現行全国でと畜されている中で症状を呈す

る牛として報告されている牛だというふうに考えております。

ただ実際は、各と畜場において実際に搬入されてくる牛の種類の割合で変わってくると思いますので、そういったのは地域によって異なってくるということは言えると思います。厚生労働省としてはあくまでも一つの全国の集計をしていますが現場の方々がよく御存じであるというふうに考えております。

もう一つ、検査キットの補助の件ですけれども、今現行48か月齢超のBSE検査を実施する場合に厚生労働省から補助金を実際に現場で検査する地方自治体に補助を出している状況です。この取り扱いについては、今政府全体の動きとして平成29年度の予算の編成ですか预算案の取りまとめが行われているところですので、この場で何か決定しているということはございません。決定するものについては来年、牛海绵状脳症特別対策措置法においてBSE検査の月齢を改正すると同時に、補助金の枠組みを決定する補助金の要綱を改正する予定としておりますので、この場で正式な通知をする予定ではありますけれども、現行としては今後もBSE検査が地方自治体において円滑に行われるようその体制を構築する上での補助金の枠組みというのを前向きに検討したいというふうに考えております。

以上です。

○司会者（消費者庁・藤田） ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○質問者B 福岡市の食肉衛生検査所のヨシダと申します。立て続けに行政からの質問で申し訳ないんですけども、私たち、実際と畜場で食肉検査に携わる者として、今後の検査の対象牛がどういうものになるかっていうのは非常に検査体制整える上で気になるところなんですけれども、神経症状を呈する牛っていうのはわかるんですけども、全身症状の牛っていうのが出されてまして、これまでお聞きしたいんですけども、全身症状っていうのは神経症状を呈していない、でも診断書などでは原因がはっきりわからないような起立不能の牛とかそういったものを指していると考えて

よろしいでしょうか。

○司会者（消費者庁・藤田） 全身症状というのはどういったものなのかという、これも厚生労働省さんですね。よろしくお願ひします。

○東良（厚生労働省） 全身症状の定義についてですけれども、これは今回厚生労働省が用意したスライドの20で補足説明させていただきたいと思います。今回、見直しといいますか、引き続きスクリーニング検査を行う牛の症状のクライテリアとして神経症状であったり全身症状を呈する牛というものを規定する予定としています。この規定については若干行政的、専門的な話になってきていますけれども、御質問の方は御存じのとおり、厚生労働省が通知で示しているTSEの検査要領に基づいていっているものです。ですので、この現行の検査要領に基づいても既に食肉検査員のほうで検査を行われていらっしゃって、その判断というものはここで今回変わるものではありません。ただ、現行の検査要領で規定している全身症状の説明ですとか定義というのが若干詳しいものはありませんでしたので、今回新たに検査要領を見直すときには、この部分について補う予定としております。ここに、スライドの20に示している部分が今回のTSE検査要領で修正、改正を行う部分となります。全身症状についてはこれまで現行の要領では全身症状とだけしか記載されてなかつたんですけれども、今回全身症状の中で特に原因がわかるものについては検査から除外する、どういった症状かといいますと、事故による骨折ですとか、関節炎ですとか熱射病による起立不能の症状を呈する牛について原因が明らかになっているものについてはTSE検査の対象としない。逆に原因がわからないものについてはTSEの検査の対象とするといったことを予定しております。ただ、原因の究明、原因が何であるかの判断については、これはもう現場のと畜検査員の判断が大きなファクターを占めているものであります。これは厚生労働省が細かく規定するというよりも、現場で普段生体を受け入れて、普段と畜検査をしている中で通常と違う牛が入ってくることがあると思いますし、その原因についていろいろなファクターがあると思います。季節的な原因があると思います。

ますし、また運ばれてくる間に何かの起立不能となるような要素があったのかもしれない。あるいは、さかのぼってみると、農場で何か原因がわかるような素因があったかもしれない。そういうものはもう、現場での判断が重要なファクターとなるわけです。ですので、今回、若干全身症状の定義について詳しくしていきたいと考えておりますけれども、あくまでも現場でと畜検査員が生体検査として行っているものでありますから、まさにケースバイケース、運ばれてくる牛が個別の牛の症状になってきますので、と畜検査員での重要な判断が今後も引き続き実施されてくるものというふうに考えております。説明が長くなりましたが、以上となります。

○質問者B ありがとうございます。2つ目、よろしいでしょうか。

2つ目なんですけれども、と畜場のほうでBSE検査を実際継続する意義っていうのを教えてもらいたいんですけども、実際検査対象の牛が見直されたときに、何らかの全身症状なり神経症状がある牛っていうのを対象にするんですけども、恐らくと畜場に入ってくる前の段階、農場の段階である程度そういった兆候というか所見っていうのは見られるものだと思うんです。それがと畜場に入ってきて、と畜して、怪しいから検査して、もし疑似陽性とかなった場合に、と畜場が被る損失っていうのは結構大きいと思います。その個体だけを隔離して済むとかっていうわけではなくて、と畜場の消毒であったりとか、ある程度閉鎖期間とかを設けてその中で風評被害とかそういうこともあってくるんじゃないかなというふうに考えています。できることなら農場段階である程度監視体制を徹底してもらいたいということもあるんですけども。

ちょっと四日市さんの方もお話をされたんですけども、今まで検査を行ってきたキットの価格っていうのが、今回検査体制の見直しとかっていうのがあって、実際のところ2倍以上の価格に値上げされています。私たちが試算したところでは、うちのと畜場が大体年間2万3,000くらい牛のと畜をしているんですけども、現在6千頭前後、3割くらいを48か月超えの牛として検査しています。それを今回の見直

しに合わせて対象牛っていうのをピックアップしてみたら大体 50 頭ぐらいになるんですけども、それでも百何十万ぐらいのキットを買う必要があるかなと思っております。そういうたコスト面とか、あとはと畜場の損失とか考えた場合に OIE とかが求めているような 10 万頭に 1 頭くらいのスクリーニング検査をやるっていうことであれば、死亡牛の検査だったり農場で疑うような牛の検査だけで足りてるような気がするんですけども、かなりと畜場でと畜検査員の判断に委ねられて検査対象牛をピックアップする意義っていうのが余り見えてこなくて、EU が設けているように 72 か月齢以上の牛とか、段階的にスクリーニングっていうことであれば月齢を変えていくとか、そういう方法もあったんじゃないかなっていうふうに考えておりますけれども、その辺をお考えを聞かせていただければと思います。

○司会者（消費者庁・藤田） 厚生労働省さん。

○東良（厚生労働省） 今回 48 月齢超を除くことで、それでも引き続き BSE 検査をと畜場で行うことに関する意義についての御質問でした。もともと今、現行 48 月齢超の BSE 検査を対象としているその根拠というのは、と畜場法とあともう一つ、BSE 対策特別措置法、この 2 つございます。今回、見直しを行うものについては BSE 対策特別措置法で規定しているこの 48 月齢超という部分を改正するというものであります。一方で、と畜場法でも BSE は検査対象として従来から位置づけられておりましますし、今後も位置づけられます。ここについては変えることはありません。ですので、今後もと畜場において BSE の牛がと畜、解体、そして食肉に出荷されることがないようにするために位置づけとしてと畜検査の一環として BSE を対象づけるという意義は残ります。ですので、法的な根拠に基づいて今後もと畜検査を行っていただくこととなります。

そこで、それは法的な根拠は今私が説明したことになりますけれども、一方で BSE のリスクが今後日本でどれだけな位置にあるのかという部分もあります。それについては、当然農林水産省のほうで行っているいわゆる死亡牛ですか高リスク牛の検

査は今後も続けられると聞いております。高リスク牛については農場でほとんどが補足されることになりますけれども、一部についてはと畜場に搬入される可能性もあります。なので、この部分について今後もBSE検査を実施していくというのがBSEのサーベイランスの観点からの検査の位置づけとなろうかと思います。

あと、EUの見直しを例にして御質問いただきました。EUについても、今、現行各国の判断でBSE検査を実施しなかったり、まだ72か月齢ですとか月齢を区切って検査している、健康牛の検査をしている国もあります。ただ一方で、それとは別の枠組みとして高リスク牛、まさに今回の48か月齢超のBSE検査を廃止した後でも引き続き残る部分のリスク牛の検査をと畜場で実施する枠組みというのはEUでもまだ継続、維持しております、そういう意味では日本とEUそれぞれ同じ枠組み、似たような枠組みがBSE検査継続されていくのではないかという感じはしております。

以上です。

○司会者（消費者庁・藤田） よろしいでしょうか。

ただいま、時刻が3時半となっております。終了時間が3時半までの予定でしたが、今の時点で質問、御意見等がある方ちょっと手を挙げていただけますか。何人くらいいるかを見て残りをどうするか考えます。

お一方、よろしいですか。

あともう一方ですので、そしたら最後お一方聞いて終わりにしたいと思いますけども、ほか、大丈夫ですか。

では、最後、よろしくお願ひいたします。

○質問者C 本日はありがとうございます。食品企業に務めているノゾエと申します。定型のBSEの安全性についてはよくわかったんですけども、非定型BSEについては疑問がありますて、発生する可能性、リスクは非常に少ないということなんですが、万が一、この非定型BSEに感染したお肉とかが市場に出た場合、それでもやは

り食べてリスクはないっていうことでよろしいでしょうか。

○司会者（消費者庁・藤田） これは食品安全委員会さんに聞いてみます。

○大快（食品安全委員会） 御質問いただきありがとうございます。非定型BSEに関しては、先ほども簡単に御説明させていただいたんですけども、食品安全委員会の評価の中で知見をまとめております。仮に非定型BSEに感染した牛の肉が出回ってしまったらどうなのかという質問だったと思うんですけども、基本的には説明でも申し上げましたけれども、非定型BSEに感染した感染牛のプリオンの体内における分布の知見というのをいくつか評価で引用しております。その中で、感染してから臨床症状が認められるまで少し期間があるわけですけれども、臨床症状が認められないようなフェーズ、この段階のものというのは見逃されて流通しうるわけですから、そういったフェーズの牛に関して、体内的分布を見たときに、ごくごく微量ながら筋肉中にもBSEプリオンが存在はするんですが、その量というのが脳組織に比べて10の3乗ないし4乗分の1ほどで、人型のプリオンを発現するようにした遺伝子改変マウスで、このマウスは通常のレベルよりもかなりプリオンたんぱく質の発現量が高くて、より感染しやすいような状態になっているマウスなんですが、その感染が成立しないというデータが出ておりまして、人が万が一そういうものを食べてしまうことがあったとしても、通常食べる量を考えたら感染するとは考えられない量です。加えて、そもそも非定型BSEがそもそも人にうつるかどうかという疫学的な証拠も得られておりません。さらに発生頻度もかなり少ないことがわかっています。そういうことを踏まえて、非定型BSEに関してはリスクが低いというような評価を行っています。

○司会者（消費者庁・藤田） ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。済みません、もしかして今のを聞いてほかにも疑問が出た方があるかもしれないんですけども、時間となりましたのでここで意見交換、質疑

応答を終了いたしたいと思います。皆様、非常に熱心な御質問をどうもありがとうございました。本日いただきました御質問ですとか、補助金の御意見等も伺いました。こういうものは関係省庁で共有いたします。ここにいる者だけではなく、議事録として共有して、今後の参考とさせていただきます。本日、時間の都合上御発言いただかなかつた方、大変申しわけございませんでした。

これをもちまして、本日の意見交換会を終了いたします。

なお、本日、アンケート用紙を配付させていただいております。本日言えなかつたこと、聞けなかつたこと等、これに書いていただけましたら関係者で共有してみんなで読みますので、必ず担当者の目に触れます。ということで、皆様、ぜひアンケートに御記入の上、出口の回収箱がございますので、そこに入れていただければと思います。

本日は本当にありがとうございました。

(終了)